

県産材活用住宅等促進支援事業実施要領

平成 23 年 3 月 16 日
森管第 3 4 9 7 号

石川県森林整備・林業活性化基金事業補助金交付要綱（平成 21 年 8 月 5 日付け森管第 1578 号）第 9 の知事が別に定める県産材活用住宅等促進支援事業の実施要領については、以下のとおりとする。

（目的）

第 1 条 県は、木材需要の大部分を占める住宅その他の建築物（以下「住宅等」という。）における県産材の需要拡大を図るため、県産材を一定規模以上使用し、かつ、一部に目に見える形で活用された住宅等を取得する者に対し、予算の範囲内において「県産材活用住宅等促進支援事業補助金」（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

（補助金の交付対象）

第 2 条 補助金の交付対象となる者は、石川県内に自らが居住又は利用するために次の各号のいずれにも該当する住宅等（公共建築物を除く。）を新築若しくは増改築する者又は新築住宅を購入する者とする。

- （1）別に定める「いしかわの木が見える家づくり推進事業者」が建築する「いしかわの木が見える家」であること。
- （2）県産材使用量が 10m³ 以上であること。
- （3）県産材使用量が木材使用量の 50% 以上であること。
- （4）床面積が 70m² 以上であること（新築の場合に限る。）。
- （5）他の住宅に対する補助事業の対象となっていないこと。

（補助金の額）

第 3 条 補助金額は下表のとおりとする。

県産材使用量（m ³ ／件）	上限補助金額（円／件）
25以上	400,000
20～25未満	300,000
15～20未満	210,000
10～15未満	130,000

（補助金の申込）

第 4 条 補助金の申込みにあたっては、第 2 条に定める補助金の交付対象となる者が自ら補助金の申込みをするものとする。ただし、知事が認める場合は、当該住宅等の施工者等が補助金の申込みをすることができるものとする。

- 2 補助金の申込みを行おうとする者（以下「申込者」という。）は、申込書（別記様式第 1 号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の申込書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の対象となる申込であると認めるときは、その旨を申込者に通知（別記様式第 2 号）するものとする。

(申込内容の変更)

第5条 前条第3項による通知を受けた申込者（以下「補助金交付予定者」という。）は、申込時の内容の変更をしようとするときは、変更届(別記様式第3号)を知事に提出し、補助要件の確認を受けなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 前項において準用する前条第3項の審査の結果、補助要件に適合しなくなったときは、知事は補助金交付予定者の資格を取り消すものとする。

(補助金交付申請・実績報告)

第6条 補助金の交付申請をしようとする補助金交付予定者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付に係る住宅等が完成したときは、遅滞なく、補助金交付申請書(実績報告書)(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(補助金交付決定・額の確定)

第7条 知事は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じ調査を行い、申請の内容が適正であると認めたときは、申請者に補助金交付決定(額の確定)を通知(別記様式第5号)するものとする。

(請求・支払い)

第8条 前条による通知を受けた申請者は、請求書(別記様式第6号)を知事に提出するものとする。

(補助金の返還等)

第9条 申請者又は補助金の交付を受けた者が、提出した書類に虚偽の事項を記載、又は補助金の交付に関し不正の行為をした場合、知事は、補助金を交付せず、又は交付した補助金の返還を命ずることができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の処分に関して補助金の返還を命じられたときは、石川県補助金交付規則(昭和34年石川県規則第29号)の定めるところにより返還しなければならない。

(申請者等の取り消し)

第10条 知事は、補助金交付予定者又は申請者が所定の期間までに住宅が完成する見込みがないなど、不測の事態が生じた場合は、その資格を取り消すことができる。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

県産材活用住宅等促進支援事業
補助金申込書

平成 年 月 日

石川県知事 様

申込者

〒

現住所

ふりがな

氏名

電話番号

印

県産材活用住宅等促進支援事業補助金の交付予定者として認定を受けたいので、県産材活用住宅等促進支援事業実施要領第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり申し込みます。

ふりがな 建築箇所	〇〇し〇〇まち〇〇ちょうめまるばんち 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地
木工事開始予定日	平成 年 月 日
完成予定日	平成 年 月 日
設計者	〒 住所 名称 代表者氏名 電話番号
いしかわの木が見える家づくり 推進事業者 (建築事業者)	〒 住所 名称 代表者氏名 電話番号 推進事業者認定番号
県産材の見える箇所	
県産材使用量	<input type="checkbox"/> 10～15m ³ <input type="checkbox"/> 15～20m ³ <input type="checkbox"/> 20～25m ³ <input type="checkbox"/> 25m ³ 以上
県産材率	<input type="checkbox"/> 50%以上 <input type="checkbox"/> 50%未満
床面積	<input type="checkbox"/> 70m ² 以上 <input type="checkbox"/> 70m ² 未満
他の住宅に対する助成 制度への申込の有無	<input type="checkbox"/> 他の住宅に対する助成制度への申込をしている（又はする予定がある） <input type="checkbox"/> 他の住宅に対する助成制度への申込はしておらず、今後する予定もない

添付書類

- ①建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認済証^{注)}（コピー可）
- ②木材使用予定明細書（別記様式第 7 号）

注）建築工事請負契約書及び図面等（建築箇所、床面積を確認できるもの）でも可。

申 込 承 認 通 知 書

森 管 第 号
平 成 年 月 日

様

石川県知事

年 月 日付けの県産材活用住宅等促進支援事業補助金申込について、審査の結果、下記のとおり補助金の交付の対象となる申込であると認められたので通知します。

住宅が完成した後、速やかに補助金交付申請書を所管の農林総合事務所に提出してください。

なお、申込内容に変更があった場合は速やかに変更届を所管の農林総合事務所に提出してください。

記

- 1 補助金の名称 平成23年度県産材活用住宅等促進支援事業補助金
- 2 補助金交付予定額 金_____円

県産材活用住宅等促進支援事業
補助金申込内容変更届

平成 年 月 日

石川県知事 様

現住所

ふりがな
氏名

印

電話 () -

平成 年 月 日付け森管第 号により申込承認の通知があった県産材活用住宅等促進支援事業について、下記のとおり内容を変更したいので、県産材活用住宅等促進支援事業実施要領第5条第1項の規定により、届け出ます。

変更前

ふりがな 建築箇所	
完成予定日	平成 年 月 日
設計者	
建築事業者	
県産材の見える箇所	
県産材使用量	<input type="checkbox"/> 10～15m ³ <input type="checkbox"/> 15～20m ³ <input type="checkbox"/> 20～25m ³ <input type="checkbox"/> 25m ³ 以上
県産材率	<input type="checkbox"/> 50%以上 <input type="checkbox"/> 50%未満
床面積	<input type="checkbox"/> 70m ² 以上 <input type="checkbox"/> 70m ² 未満
他の住宅に対する助成制度への申込の有無	<input type="checkbox"/> 他の住宅に対する助成制度への申込をしている（又はする予定がある） <input type="checkbox"/> 他の住宅に対する助成制度への申込はしておらず、今後する予定もない

変更後

ふりがな 建築箇所	
完成予定日	平成 年 月 日
設計者	
建築事業者	
県産材の見える箇所	
県産材使用量	<input type="checkbox"/> 10～15m ³ <input type="checkbox"/> 15～20m ³ <input type="checkbox"/> 20～25m ³ <input type="checkbox"/> 25m ³ 以上
県産材率	<input type="checkbox"/> 50%以上 <input type="checkbox"/> 50%未満
床面積	<input type="checkbox"/> 70m ² 以上 <input type="checkbox"/> 70m ² 未満
他の住宅に対する助成制度への申込の有無	<input type="checkbox"/> 他の住宅に対する助成制度への申込をしている（又はする予定がある） <input type="checkbox"/> 他の住宅に対する助成制度への申込はしておらず、今後する予定もない

注 意 申込書に準じて変更部分の関係書類を添付してください。
申込を辞退する場合は、申込承認通知書を添付してください。

県産材活用住宅等促進支援事業
補助金交付申請書（実績報告書）

平成 年 月 日

石川県知事 様

〒
住 所
氏 名
電 話 () - 印

平成 年度県産材活用住宅等促進支援事業補助金を下記のとおり交付されたく、県産材活用住宅等促進支援事業実施要領第 6 条の規定により、申請(実績報告)します。

記

交付申請額 _____ 円

ふりがな 建築箇所	〇〇し〇〇まち〇〇ちょうめまるばんち 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地
完成日	平成 年 月 日
いしかわの木が見える家づくり 推 進 事 業 者	名称
県産材の見える箇所	
県産材使用量	m3
県産材率	%
床面積	m2
他の住宅に対する助成 制度への申込の有無	<input type="checkbox"/> 他の住宅に対する助成制度への申込をしている（又はする予定がある） <input type="checkbox"/> 他の住宅に対する助成制度への申込はしておらず、今後する予定もない

添付書類

- ①住民票（新住所へ入居後のもの）^{注1)}（コピー可）
- ②建築基準法第 7 条第 5 項の規定による検査済証^{注2)}（コピー可）
- ③施工中写真（構造材が確認できる全体外観及び県産材使用箇所）
- ④完成写真（全体外観及び県産材の見える箇所^{注3)}）
- ⑤県産材産地及び合法木材証明書（別記様式第 8 号）^{注4)}（コピー可）
- ⑥木材使用明細書（別記様式第 7 号）
- ⑦平面図

注 1) 建築物の場合は、登記事項証明書等（建築物の住所が確認できるもの）

注 2) 確認申請が不要な箇所での建築の場合は、工事引渡書等（建築箇所、完成日、床面積を確認できるもの）

注 3) 県産材の見える箇所の写真は、見える箇所の全景及び木目が確認できるもの

注 4) 「公共事業等における県産材産地及び合法木材証明制について（平成 20 年 3 月 28 日付け農政第 4604 号農林水産部長通知）」に基づくもの

県産材活用住宅等促進支援事業
補助金交付決定(額の確定)通知書

森 管 第 号

平成 年 月 日

所在地

氏 名 様

石川県知事

平成 年 月 日付で申請のあった、県産材活用住宅等促進支援事業補助金については、石川県補助金交付規則第5条第1項及び県産材活用住宅等促進支援事業実施要領第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定(額の確定)したので、同規則第7条及び同要領第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付で交付申請(実績報告)のあった県産材活用住宅等促進支援事業補助金とし、その内容は県産材活用住宅等促進支援事業補助金交付申請書(実績報告書)記載のとおりとする。
- 2 補助金の額は次のとおりとする。
補 助 金 の 額 金 _____ 円
- 3 申請者又は補助金の交付を受けた者は、県産材活用住宅等促進支援事業実施要領に従わなければならない。

県産材産地及び合法木材証明書

(納入先) 様

事業者の所在：
事業者の名称：
代表者の氏名：
団体認定番号：

〔 合法木材供給事業者認定書
に記載されている内容 〕

下記の物件に使用された木材は、石川県内で合法的に伐採された県産材であることを証明します。

記

- 1 工 事 名：
- 2 工 事 場 所：
- 3 県産材使用量

樹種	数量	単位
		m ³
		m ³
		m ³
合 計		m ³